

福島県喀痰吸引等研修事業の修了証明書に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱」及び「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業にかかる指導者養成講習実施要綱」に基づき、福島県が実施した研修に関する修了証明書等の交付について定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱で対象とするのは次に掲げる研修とする。

- 一 福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）（福島県喀痰吸引等基本研修（不特定多数の者対象）のみの場合を含む）
- 二 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業にかかる指導者養成講習

(実施主体)

第3条 実施主体は福島県とする。ただし、証明書等の全部または一部を適切な事業運営ができることと認められる実施機関に委託できるものとする。

(証明書交付申請)

第4条 研修修了者が修了証明書の交付及び再交付を受けようとする場合は、研修修了者は、喀痰吸引等研修事業修了証明申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、福島県証明事務手数料条例（平成23年福島県条例第3号。以下「条例」という。）の規定により所要の福島県収入証紙を貼り付け、知事に申請するものとする。

なお、本研修修了証明書の交付及び再交付を知事が委託する機関先で実施する場合は、（様式第1-2号）に必要事項を記入の上、「条例」の規定に準じた費用を負担し、申請するものとする。

- 2 証明書の交付申請は、原則として申請者が県庁へ来庁し、または福島県が当該事業を委託する機関へ訪問して、本人であることが確認できる書類を提示して行うものとする。
- 3 申請者が来庁できないやむを得ない理由がある場合には、申請者の代理人による申請や、郵便等による申請も可能とする。
- 4 代理人による申請をしようとする場合には、申請書に申請者の代理人であることを証する書面に加え、代理人の身分を証する書面の写しを添付するものとする。
- 5 郵便等の方法による申請をしようとする場合には、申請書に申請者本人であることを

証する書面（申請書の身分を証する書面）等の写しを添付するものとする。

また、返信に必要な金額の郵便切手を貼付し、送付先を記載した返信用封筒を申請書提出の際に同封するものとする。

- 6 氏名の変更のあった場合は、戸籍抄本や修了証の原本を添えて、福島県または福島県が当該事業を委託する機関へ申請するものとする。
- 7 福島県が委託する機関に申請する場合は、住民票の原本を添付するものとする。

（証明書の交付）

第5条 知事は、申請書の内容を審査し、介護職員等によるたん吸引等の実施のための修了証明書（様式第2号）を交付又は、別添1-1若しくは2-1を交付するものとする。

また、知事が、修了証明書の一部または全部を委託する場合は、委託する機関が申請書の内容を審査し、介護職員等によるたん吸引等の実施のための修了証明書（様式第2-2号）を交付し、又は、別添1-2、2-2により交付するものとする。

（手数料の免除）

第6条 条例第5条による手数料の免除は、免除を受けようとする者の申請に基づいて知事が行うものとする。

（手数料免除申請）

第7条 条例第5条により手数料を免除する者は次に該当する者とし、申請書を提出する際に、証明事務手数料免除申請書（様式第3号）を提出するものとする。

なお、知事が委託する機関に申請する場合は、（様式第3-2号）及び添付書類を提出して行うものとする。

申請により手数料を免除する者	添付書類
生活保護法（昭和25年法律第144号） 第6条第1項に規定する被保護者	被保護者であることを証する書類の写し

（収入証紙）

第8条 証紙収入に係る取扱いについては、福島県財務規則施行通達（昭和41年総務部長依命通達）第3章第38条関係の3によるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。